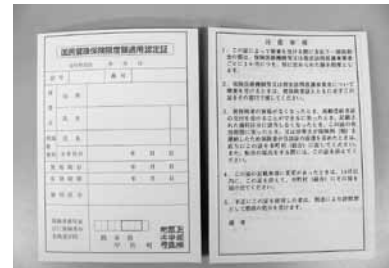


高額な医療費について
窓口負担を軽減できます



今年度の認定証の申請は8月1日（金）から

■ 高額な医療費が掛かるときは
限度額適用認定証のご利用を

国民健康保険に加入している人で高額な医療費がかかるときは、「限度額適用認定証」を利用されると、一医療機関での医療費の窓口支払いが自己負担限度額までとなります。

なお、自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。

詳しくは、町住民生活課までお問い合わせください。

■ 入院中の食事代の自己負担額が減額される場合があります

住民税非課税世帯の国保加入者には、入院中の食事代の自己負担

額が減額される制度があります。減額を受けるためには、認定申請を行い、発行された「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することが必要です。減額認定後、入院日数が90日を超えた場合は「長期入院」に該当しますので、再び申請することにより、食事代の自己負担額がさらに減額されます。

■ 8月1日（金）から申請を受け付けます

平成25年度の「認定証」の有効期限は、7月31日（木）です。8月からは、平成26年度の住民税課税状況や所得などにより、改めて判定します。

8月1日（金）から申請を受け付けますので、入院中などが必要がある人は、町住民生活課へ申請してください。

- 申請に必要なもの
 - ・ 国民健康保険被保険者証
 - ・ 印かん

※長期入院の申請の場合は、「認定証」と、90日以上入院が確認できる医療費の領収証も必要です。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

■ 平成26年度農作業標準賃金

※表示した金額は、標準賃金としての参考ですので、賃金については双方の協議の下、決定してください。

区分	平成26年度賃金		備考	区分	平成26年度賃金	備考
	基盤整備実施地区	未整備地区				
稲田起こし	6,000	7,000	10㍻当たり自弁	バインダー刈り	6,000	10㍻当たり自弁 網込み
秋田起こし	4,000	4,500	2回目以降	稲脱穀	6,000	10㍻当たり自弁
麦田起こし	4,500	5,000	10㍻当たり自弁	農薬散布	2,000	10㍻当たり自弁 農薬委託者持ち
稲コンバイン刈り	12,000	13,000	10㍻当たり自弁 結束付き 2,500円加算 倒伏は別途加算	一般農作業	6,000～7,000	1日当たり自弁
麦コンバイン刈り	7,000	8,000	10㍻当たり自弁 倒伏は別途加算	草刈り作業	8,000	1日当たり自弁 機械持ち込み 燃料委託者持ち
機械田植え	5,000	5,500	10㍻当たり自弁 同時施肥機使用時 1,000円加算 補植なし	機械麦・大豆播種	7,000	10㍻当たり 耕起・播種同時作業
代かき	6,000	6,500	10㍻当たり自弁	稲乾燥	8,500	10㍻当たり自弁 水分15㍻以内
				苗作り	550	1箱当たり 農薬、種子込み
				米・麦・大豆運搬	1,000	10㍻当たり自弁
				大豆コンバイン刈り	6,000	10㍻当たり自弁

(単位：円)

■ 平成26年度平均小作料

反当たり平均額	
田	12,400
畑	9,816

※たばこ作付など、高額な契約はこの表には含まれておりません。

町農業委員会（町産業振興課内） ☎096-234-1176(内線153) ✉klg207@town.kosa.lg.jp